

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(H P版議事録)

(整理番号0900)

第2回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和6年10月30日 非公開

開催日時	令和6年10月30日	13時25分～14時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>皆様お揃いですので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名です。</p> <p>従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表委員の [] 委員におかれましては所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をしていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、[]部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい、それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局から説明がございますのでお願ひいたします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただくことになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
部会長	ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>全会一致で取りまとめができますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>はじめに、労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>[]委員お願いいたします。</p>
[]委員	<p>はい、労側[]です。</p> <p>特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した</p>

	<p>当該産業の基幹的労働者の最低賃金です。したがいまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要だと考えております。</p> <p>具体的な金額ですけれども、連合本部が9月に公表した都道府県別リビングウェイジ、これは労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準ですけれども、群馬の時間額は1,100円、ここを目指して94円を要求します。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] でございます。</p> <p>94円というお話をしたけれども、ずっとここ何年も、日銀はインフレのターゲットは2%と言っていますので、そこに基づきまして、現行額に2%をかけて20.12円で、端数切り捨ての20円の回答をいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額94円の提示がございましたが、使用者側委員からは20円の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでありますか、74円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえた上で、歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>[] 委員お願いいたします。</p>
委員	<p>はい、歩み寄りを言うことですけれども、2030年までに時給1,500円を達成するために、現行との差額は494円、これを7年かけて上げていくために71円を要求します。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、 [] です。</p> <p>よく、まあ、最近の世間の賃上げ水準が5%程度と聞きますので、今回はその半分の2.5%を現行額にかけまして25.15円、端数</p>

	を切り捨てまして 25 円と回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 71 円が提示され、使用者側委員からは 25 円が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。
委員	■ 委員お願いいたします。 はい、■ です。 今年の 2024 年春闘にて、連合群馬集計分の賃上げ率は 6.4% であります。これを現行額 1,006 円にかけて、64.384 円を切り上げて 65 円の要求をいたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、■ です。 今、■ 委員の方から、連合群馬の賃上げ調査の率が 6.4% という話がございましたが、他方、帝国データバンク調査の一般的な価格転嫁率が 45% という数字が出ております。 6.4% に 45% をかけて 2.88%、これに現行額の 1,006 円をかけて 28.97 円、端数を切り捨てて 28 円と回答したいと思います。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来ていますが、まだ開きがあるようです。 賃金引上げについて年々社会的関心は高くなっていますが、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もございますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただいて設定されるという性格のものでございます。 この趣旨をお汲み取りいただいた上で、ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。 ■ 委員お願いいたします。
委員	■ です。

	先ほどは連合群馬集計分の 6.4% の端数を切り上げましたが、今回は端数切り捨てで 64 円を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、 [] です。 私どもは元々、特定最低賃金は不要であるという主張をしてきております。今般、地域別最低賃金がかなりの額で上がってきています。特定との差も詰まってきております。これはぜひ、特定最賃は地賃に一本化すると、まあ一本化するという言い方が正しいかどうかはわかりませんけれども、そんな風に地賃に埋没させようという風なことを考えております。従いまして、先ほど 2.88% と言いましたが端数切り上げ 3%、これに現行額をかけて 30.18 円、端数を切り捨てまして 30 円の回答としたいと思います。
部会長	ありがとうございます。 労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の先生方がイニシアティブを十分に発揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。
	労働者側委員お願いします。 [] 委員お願いいたします。
委員	はい、 [] です。 今、 [] 委員から、将来的には地賃に飲み込ませるといったお考えがあるとのことですが、労働側としては地賃の妥結額と同額またはそれ以上と考えており、歩み寄りは必要と思っております。 県内 4 業種それぞれの最低額の加重平均は、1,127 円となっております。これと現行額の差額 121 円を 2 年かけて引き上げる考え方の下、60.5 円を切り上げて 61 円を要求します。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、 [] です。 先ほど 30 円と回答をさせていただきましたが、少し歩み寄りを

	したいと思います。 2023 年度の前橋市における消費者物価総合指数は、対前年比 3.2% という数字でございます。 これを現行額 1,006 円にかけまして 32.19 円を切り捨てまして 32 円と回答いたします。
部会長	ありがとうございます。 労使双方が歩み寄っていただいている、金額の開きが縮まって来ていますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。 ■ 委員お願いいたします。
■ 委員	はい、 ■ です。 先ほどは 60.5 円の端数を切り上げましたが、今度は端数を切り捨てて 60 円を要求します。
部会長	はい、ありがとうございます。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	歩み寄りが 1 円とのことですので、考えちゃうところですが、経団連の調査で、今年の春の中小企業の賃上げ率は 4.01% という数字が出ております。 これに 1,006 円をかけまして 40.34 円、端数を切り捨て 40 円の回答をします。
部会長	はい、 ■ 委員ありがとうございます。 労使双方が歩み寄っていただいている、金額の開きが縮まって来ていますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄りがお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。 ■ 委員お願いいたします。
■ 委員	はい、 ■ です。 だいぶ歩み寄っていただいているが、まだ金額に隔たりがあり、歩み寄りが必要とのことですので、こちらとしても歩み寄りをしたいと思います。 中央最低賃金審議会にて頻繁に購入する品目の消費者物価指数は 5.4% であり、これに 1,006 円をかけて 54.32 円、端数を切り上

	げて 55 円を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、 私どもが最低賃金の審議をする際に、ベースとしておりますいわゆる第 4 表の調査結果がございますけれども、パートのみの調査表の賃上げ率を見ますと 4.3% となっております。 これに 1,006 円をかけまして 43.25 円、端数を切捨てまして 43 円の回答をいたします。
部会長	はい、ありがとうございました。 ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 55 円が提示され、使用者側委員からは 43 円が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。
委員	はい、 先ほどは、頻繁に購入する品目の消費者物価指数の 5.4% を 1,006 円にかけて、54.32 円の端数切り上げましたけれども、今度は端数切り捨ての 54 円を要求します。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、連合本部が調査した結果の、中小の賃上げ率が 4.45% と伺っております。 これをベースにしまして、1,006 円をかけて 44.767 円、端数切捨てまして 44 円を回答します。
部会長	ありがとうございました。 ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 54 円が提示され、使用者側委員からは 44 円が提示されております。 お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございま

	すので、もう少し歩み寄りをお願いできなくないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。
■ 委員	■ 委員お願いいたします。
部会長	はい、 ■ です。 現在、特定最賃の4業種の単純平均額は1,008.75円、これに地賃の賃上げ率5.34%をかけると53.86円となりますが、端数を切り捨てて53円を要求します。
部会長	はい、ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	はい、先ほどは44円を提示しましたけれども、切り捨てを切り上げに変えて45円を回答します。
部会長	ありがとうございました。 労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金は労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員お願いいたします。
■ 委員	■ 委員お願いいたします。
部会長	はい、 ■ です。 先ほどもお話ししましたが、労働側としては地賃と同額以上の引き上げを目指しております。 よって、先ほどと同額の53円を要求します。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	はい、 ■ です。 足踏みということですので、歩み寄って合意したいという観点から、1円上げまして46円の回答とします。
部会長	ありがとうございました。 先ほどより、さらに歩み寄っていただきましたが、まだ金額に隔

	<p>たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできればと思います。</p> <p>労働側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>■ 委員お願いいたします。</p> <p>はい、■です。</p> <p>歩み寄っていただきましたが、連合本部が集計した今春闘の賃上げ率は5.1%、これに1,006円をかけて51.30円、端数を切り上げて52円を要求します。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、■です。</p> <p>もうほとんど合意のための歩み寄りで、1円上げまして47円でお願いします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額52円が提示され、使用者側委員からは47円が提示されております。</p> <p>お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
■ 委員	<p>■ 委員お願いいたします。</p> <p>はい、■です。</p> <p>47円まで歩み寄っていただきましたが、まだまだ乖離があります。</p> <p>先ほどから部会長よりお話がありましたように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということもあり、ここで一旦労使協議をさせていただければと思います。</p>
部会長	<p>ただいま、労働者側委員から労使による協議の申し出がございました。</p> <p>これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>こちらも望むところでございます。</p> <p>是非お願いいたします。</p>

部会長	<p>使用者側委員の同意もございましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の先生方が戻り次第再開いたします。</p>
事務局	<p>そうしましたら、協議をしていただきます別室をご案内させていただきます。</p>
	<p>【労使協議のため休会】</p>
部会長	<p>ご協議お疲れさまでした。</p> <p>審議を再開いたします。</p> <p>労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからご発言いただけるでしょうか。</p> <p>労側委員、[REDACTED] 委員お願いします。</p>
[REDACTED] 委員	<p>はい、労側[REDACTED]です。</p> <p>まず労使で協議するお時間をいただきましてありがとうございます。</p> <p>結論から申し上げますと、労使双方の主張をしつつ、最終的には引上げ額 50 円で合意を得ることができました。</p> <p>その経過について、ポイントを絞って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、私共労側から、特定最賃につきましては、地賃を下回らない、一定の水準を上回るとの考えの下、今年の地賃が 50 円ということで、連合本部の賃上げ率 5.1% である 51 円を要求しました。</p> <p>それに対して、使側は、地域別最賃の引き上げ額を特定最賃が上回ることは考えられないということですが、1 円歩み寄っていました 48 円の提示をいただきました。</p> <p>この後、労使双方の主張は平行線を辿りまして、金額の歩み寄りは進みませんでしたが、特定最賃は労使のイニシアティブを十分に發揮して合意するのが望ましいということで、労側は 1 円歩み寄り 50 円を要求しました。</p> <p>これに対して、使側も 1 円歩み寄りいただき 49 円を提示していました。</p> <p>その後、改めて賃上げについて労使の考え方を主張し、協議を行いました。</p> <p>賃上げの課題の一つに、労務費の価格転嫁が進まない現状がご</p>

	<p>ざいます。今後、これまで築いてきた労使の関係性を活かし、労使で取り組んでいくこと、また、特定最賃の賃上げの在り方についても協議をしていくことで、使側から 50 円の提示をいただき、合意となりました。</p> <p>経過については以上となります。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、██████です。</p> <p>内容につきましては、今、██████委員がお話しされたとおりでございます。</p> <p>私共としては、ぜひとも特定は、これだけ地賃が上がってきますと、ダンピングの予防という意味からも、特定最賃は要らないのではないかという感覚を持っております。</p> <p>そんなところで、今後この特定最賃をどうするのか、必要性の有無を含めて検討していきたいなという風に思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの労使委員の先生方はご意見ありますでしょうか。</p>
労使委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言があり、本製造業の最低賃金を時間額 1,056 円とすることで合意されております。</p> <p>公益委員の先生方はご意見ございませんか。</p>
公益委員	【特になし】
部会長	<p>それではまとめさせていただきます。</p> <p>労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見のとおり、本製造業の最低賃金額を現行の 1,006 円から 50 円引上げた、時間額で 1,056 円とするということでよろしいでしょうか。</p> <p>各委員の先生方、ご異議はございませんか。</p>
各委員	【異議なし】

部会長	<p>はい、各委員の異議なしを確認いたしました。</p> <p>よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の手続きにつきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の案と答申文の案を用意いたしますので少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】</p>
部会長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告書（案）、答申文（案）を全員委員に配付】</p> <p>報告書及び答申文の別紙について、金額以外に一部修正がございますので、説明させていただきます。</p> <p>日本標準産業分類が本年4月1日付けで改定されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用業種の範囲について、カンマ（,）から読点（、）に修正することとされたことから、報告書及び答申書の別紙の「2 適用する使用者」の2行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度までカンマ（,）であったところ、お手元の案のとおり読点（、）に修正したことをご報告いたします。</p> <p>それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。</p>
事務局	【報告書（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の先生方に報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

各委員	【異議なし】
部会長	<p>専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって、群馬地方最低賃金審議会長あて報告することといたします。</p> <p>続いて答申文について説明してください。</p>
事務局	<p>本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会長名で作成しております。</p> <p>答申文の案を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p>
事務局	【答申文（案）朗読】
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、委員の先生方に答申文の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p>
	【部会長から労働基準部長に答申文手交】
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご答申をいただきましてありがとうございます。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>

労働基準部 長	<p>ただいま、[]部会長から、令和6年度の輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月8日に諮詢をさせていただき、その後、委員の皆様には、真摯なご議論を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日となっているところでございます。</p> <p>従いまして、本日、本専門部会から答申をいただいたことにより、4業種すべての答申が出揃いましたので、異議の申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合には、11月15日の金曜日に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定しております。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で12月28日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
------------	---

部会長	<p>今後の予定について説明がございました。</p> <p>1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっていること。</p> <p>また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって12月28日となるということ。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点につきまして事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>最後に、その他につきまして事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の先生方からは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということによろしいでしょうか。</p>
各側委員	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項は「無し」と確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にお疲れさまでした。</p>